

社会生活支援センター(仮称)モデル事業

「罪を犯した知的障害者の地域生活支援に向けて」

平成二十年度障害保健福祉推進事業として国の補助金を受けて実施している「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」においては、罪を犯して刑務所等に収容された知的障害者が、出所直後から福祉サービスが適切に提供され、再犯に至らずに地域生活が送れることを目的に研究を進めてきました。特に刑務所から福祉サービスの提供へ繋ぐ役割として「社会生活支援センター(仮称)」の設置とその機能について、

これまでの実践を踏まえて、研究検討委員会二回とワーキングチーム会議五回を開催し、刑務所等を出所した知的障害者が直面している現状と地域生活の定着に向けての課題や対応策について精力的に議論し整理してきました。

国においても、平成二十一年度概算要求の段階で刑務所等出所者の地域生活定着支援に関して、法務省の関係部署への担当職員の配置と、厚生労働省の刑務所と福祉の繋ぎ

の機能を持つ「地域生活定着支援センター(仮称)(以下「支援センター」という)」を設置するなど、より具体的な動きが見えてきました。このため本研究としても年度途中ではありますが、これまでの議論を集約し、国の検討に是非反映させたいと中間まとめを行い、国へ提出することとし、十一月二十一日の検討委員会でもとりまとめました。

なお、本研究は知的障害者を対象とした支援内容を検討してきましたが、国は高齢者や他の障害者など福祉サービスが必要な者に対象を拡大して考えています。今回の研究はあくまで知的障害者を対象としたシステムをモデル的に構築し、その後他の分野を整備していくという方針に立っています。

まず、支援センター設置に関しての意見としては、三点を上げました。①法務省の矯正と更生保護、厚生労働省の福祉と就業等の制度を有機的にコーディネートできる高度なスキルを持った専門職員の

配置が必要であり、また絶えずスキルアップすることが出来る研修の機会が与えられる必要があること。②事業を効果的に実施するために、早い段階から刑務所や保護観察所と共に対象者の選択にあたる権限や、必要な個人情報共有を行える権限が的確に付与される必要があること。③対象者には身元引受人がおらず、当面の居住場所を確保する必要があるので多いことから、自ら居住場所を提供し生活支援等を行う機能を有することが必要であること。

また、国の制度について次の四点を上げました。①受刑者に対する更生保護の実施者(市区町村)の確定の基準を明確にし、出所後速やかな福祉サービスが提供できるようにすること。また、福祉サービス提供の前提となる療育手帳の交付や様々なサービスの受給手続きに数カ月間かかっている現状を改善して、速やかな処理がされるよう地方公共団体や刑務所の判定機関に協力を要請すること。②刑務

所から福祉サービスに繋げる保護観察所と支援センターの役割機能を明確にするとともに、更生保護の実施者(市区町村)が早い時期から積極的な関わりを持つことを明確にすること。③適切な支援を確保するとともに、受入施設の拡大を図る観点から、社会生活に適応が困難な者に対する状況を考慮した障害程度区分判定の見直しや、支援の特殊性・困難性に配慮した給付費加算の処置等を講ずること。

また、緊急に受け入れが必要なものに対する「やむを得ない措置的な利用」の可能性も検討すること。④この事業に対する社会的なコンセンサスと、事業を担う支援センターが社会的に認知され活動への協力・支援が得られるよう、地方公共団体・福祉施設関係者・障害者相談支援センター・包括介護支援センター等に対してその内容を周知すること。

これらの内容についてはさらに精査し、十二月十二日厚生労働省に報告しました。なお、三月までに具体的事例を含んだ支援センターのマニュアルを作成し、最終報告書として厚生労働省に報告する予定となっております。

(地域支援部長 小野 隆一)

国立のぞみの園福祉セミナー2008

発達障害～その多様性と向き合う～

紅葉の美しい赤城山、榛名山に囲まれ、穏やかな秋の日ざしがそそぐ中、国立のぞみの園福祉セミナー2008が開催されました。今回は「発達障害～その多様性と向き合う」と題して各専門分野の講師をお招きして、講演をしていただきました。

第一日目 講演概要

第1日目は、主催者である当法人の遠藤浩理事長の挨拶から始まり、新潟大学大学院医歯学総合研究科精神医学分野助教の遠藤太郎先生、群馬大学大学院教育・学生支援機構健康支援総合センター准教授の久保田文雄先生、川崎医療福祉大学特任教授佐々木正美先生からご講演いただきました。講演の後は和やかに情報交換が行われました。

遠藤太郎先生からは「自閉症スペクトラムの脳機能研究」と題し、広汎性発達障害とは、自閉性障害・アスペルガー障害・特定不能の広汎性発達障害・レット障害・小児期崩壊性障害などを総称して指すこと。そして、それぞれ

の障害の診断基準やその方法の説明、さらに、「こころの理論」という障害仮説を、図やMRI画像を使い、脳の血流や扁桃体に変化が見られる事など、専門的な説明を交えて講義していただきました。また、レット障害や自閉症

には遺伝子も関与していることや、自閉症の有病率が増加している要因は、診断概念の拡大・社会的認知度の高まりなどにあることを示し、水銀・MMRワクチン説は根拠が無く、水銀キレート療法などの有効性は確立されておらず副作用も深刻なので避けるべきとお話がありました。今後は、臨床研究・画像研究・分子遺伝研究などの多視点から包括的にアプローチしていかなくてはならないと、研究者としての方向性のお話をしていただきました。

久保田文雄先生からは「発達障害とてんかん」と題して、知的障害・発達障害とてんかんの因果関係、発症率とその治療法などを脳波の説明をまじえて講演していただきました。

自閉症に約三〇割、AD／HDに約一〇割、学習障害に

推定六〜七割のてんかんの合併があり、好発年齢は、全般発作は小児に多く、部分発作は成人に多いこと。診断には、症状と脳波の二点があり、治療は発作型、てんかん型による抗てんかん薬を選択すること。抗てんかん薬には、多動や衝動性の強い症例ではカルバマゼピンやバルプロ酸ナトリウムが有効であること、などの講義をしていただきました。

自閉症やAD／HDではてんかんの合併頻度は、一般集団での頻度と比較して高率であり、また、急激な酸素不足もてんかん発作を起こすことのお話でした。

佐々木正美先生からは「発達障害の子供と家族に寄せて」と題して、実例を交えてわかりやすく講演していただきました。支援者・教育者など発達障害の子供を援助する立場の人は、その子供の特徴を理解することです。発達障害のある子供は抽象的な言い回しは苦手なので、具体的・視覚的・肯定的に話し、接しなければなりません。「もう少し・空気読めない」など形のない言い方は理解ができません。

3Pに続く

障害のある子供は自分のやり方で行動しますがこれはわがままではありません。それから、本人の自尊心や自己肯定感情を育てることが大事であること、保育・教育・療育・支援・共生の基本は自閉

第二日目 講演概要

2日目は当法人藤村出参事、群馬大学医学部付属病院精神科神経科助教成田秀幸先生、同じく助教有賀道生先生からご講演いただきました。

藤村出先生からは、「自閉症のバリアフリー」理解から始まる支援」という演題で、自閉症とは何か、そして私たちがどう理解し支援していったらよいかについて講演をいただきました。

症・発達障害に合わせて行う、その手だてとしてTEACCHプログラムが推奨されることなどを穏やかな語り口で話していただきました。

講演後、セミナーに参加さ

うお話がありました。自閉症には、抽象的な概念の理解が難しいことによるコミュニケーションの障害があり、TEACCHという援助システムから構造化された教育・支援が有効であるとのこと。

構造化とは、ノーマライゼーション（障害があっても普通に暮らしができ、そしてそれを社会が支えていこうということ）ということであり、自立を支えるため、個別性のある教育・援助のプログラム

れた方々や講師の先生方をまじえて、交流会が行われました。各施設から参加された方々との情報交換や、講演中にできなかった質問を各先生方に答えていただくなど、とても有意義なひとときでした。

成田秀幸先生からは「全体観に立った自閉症スペクトラム支援」という演題で、発達障害の人をとりまく状況を考えること、理解すること（前提条件という考え方）、支援のポイント（脳機能の理解をもとに）についてお話がありました。

自閉症スペクトラムの脳機能タイプに基づく特徴（社会性の特徴・コミュニケーションの特徴・イメージーションの特徴）は、周囲にその特徴が気づかれにくく、見逃されることが多くあるとお話がありました。

人は相手を理解しようとする時、無意識に相手も自分と共通する感じ方・考え方・理解の仕方を持っているという「前提条件」が存在するが、発達障害の人の「前提条件」

は健常者とは異なる特徴を持つていて、水面下にあり見えにくいその発達障害の人の「前提条件」を理解していくことが大切であるとのこと。

支援のポイントでは、トラブルがないなら支援はいらないという考えは間違いであり、トラブルがなくても本人の水面下のストレスや、本人の安心や自信が増すような支援を考えなければならぬということ。また、一貫性・連続性のある支援実現のために積極的な連携が必要であるというお話がありました。

有賀道生先生からは「少年非行と発達障害」という演題で、最近マスメディアで取り上げられているアスペルガー障害と重大犯罪の関連性についてや、女子少年院で診療している中で、実際に診た発達障害を持つ少年のケースについてのお話がありました。

家庭裁判所で十四歳から十九歳の男女八百六十二人を対象に調査したところ、AD/HD四十九人（五・六割）、PDD二十四人（二・七割）という結果が出ていて、一般的にこのような発達障害の人のケースが増加していること

は、まさに療育・教育が立ち遅れているということを示しているというお話でした。

また、非行少年に対しての更生は刑法の強化は役には立たず、司法・教育・医療・福祉が連携し、少年の特性を重視した個別プログラムの実施が必要であるというお話がありました。

最後に当法人の篠原誠一理事の閉会挨拶で二日間の日程を終了しました。

二日間をとおして、発達障害の理解と支援について、総論から各論に至るまでじっくりと勉強することができました。ケースを交えながら、具体的な支援方法についても聞くことができ、今回のセミナーに参加された方々には、各施設等で今後の支援に生かしていただけたらと思います。

このようなセミナーをとおして、発達障害に対する周囲の理解が深まり、発達障害のバリアフリーが拡大されていくことを期待するとともに、自分自身もそこに携わっていきたいと思いました。

（診療所 看護師 和重重子・今井圭子）

就労移行支援事業の取り組み

～一般企業への就労に向けて～
“ちゃれんじ”

当法人では、平成二十年一月一日より、就労移行支援の取り組みを開始しました。定員は十人で、現在五人の利用者を対象に実施しています。障害者自立支援法の施行に伴い、介護給付部門として生活介護、訓練等給付部門では自立訓練（定員四十人）を実施してきました。

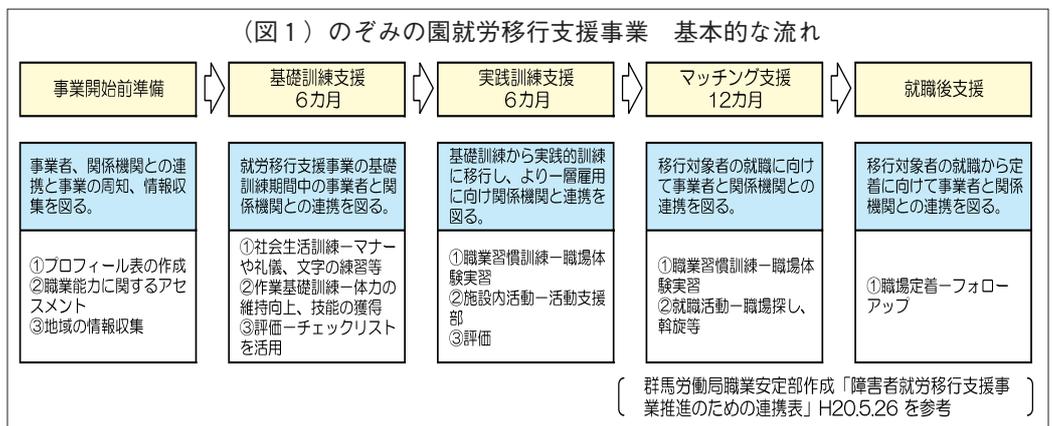
そしてこの度、新たに自立訓練期間を経た利用者や一般企業等への就労を希望する利用者に対して、さらにステップアップが図れるサービスとして就労移行支援事業を実施することになりました。

本事業の実施内容について、障害者自立支援法では「就労を希望する障害者に、有期限で、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業（第五条第十四項）」と規定しています。

当法人では、本人支援の内容として(一)社会生活訓練、(二)作業基礎訓練、(三)職業習慣訓練、(四)実践的施設内外実習、(五)就職活動訓練、の五つの項目について、能力や適性、希望に基づいた支援計画を作成し、個別に支援していきます。

(一)社会生活訓練については、養護学校卒業後、自立訓練を経たものの、社会経験が浅く、再度継続して支援する必要があると思われる利用者には、積極的にプログラムに取り入れ、作業基礎訓練や職業習慣訓練と並行して支援計画に盛り込み、効果的に成果が上げられるよう多くの体験学習の場を設定します。

(図1) のぞみの園就労移行支援事業 基本的な流れ



また、知的障害の程度が重くなるほど、働くことの意味を理解することが困難となることから、「基本的な生活習慣」、「持続力や正確さ」、「作業態度やマナー」等、一般企業で働くために必要な項目を分類し、できる項目から伸ばして

いき、モチベーションを保ちながら、自信や意欲の向上を図ることを支援の軸に据えています。

次に(二)作業基礎訓練、(三)職業習慣訓練については、入所利用者と共に当法人の日中活動部門（以下「活動支援部」という）各班を利用して活動します。活動時間は、九時～十六時三十分（休憩一時間）の実働六時間三十分を基本とし、「体力の維持・向上」、「働く場での対人関係」、「作業技能の習得」等を目標に据えます。

さらに(四)実践的施設内外実習、(五)就職活動については、就業・生活支援センターや障害者職業センター等と連携し、職場探し、職場実習から始め、福祉的就労から一般就労に向けた実践をとおして、職業準備支援に取り組みます(図1「のぞみの園就労移行支援事業 基本的な流れ」参照)。

本事業を開始するにあたっては、実際に各訓練等の場面に対応できるよう、活動支援部内に専門の係を設置し、就労支援員一人、生活支援員一人を配置し、サービス管理責任者が利用者支援全体の状況を

を把握する体制を整えました。以上、当法人の就労移行支援について、事業を展開する際の支援内容とその方法及び体制の概略を記しました。

最後に、本事業が知的障害者的一般企業等への就労に向けた取り組みであることは言うまでもありませんが、その目的は「経済的な自立を果たしながら、地域生活を営めるようにすること」と同時に「働くことをとおして得られる充実感や達成感、人間関係の広がりを得て、充実した日々を送れること」だと考えます。

利用者一人ひとりにとっては限られた期間ですが、その一つひとつを経験することによって働くことに生きがいを感じられるようになり、「雇用される」と言う大きな目標に向かって、できる限りの支援を提供していきたいと思えます。

またそのためにも、関係するそれぞれの機関と連携・協力を図り、円滑で実効ある事業展開をしていきたいと思えます。

(活動支援部 就労移行係長
原田 将寿)

群馬県知的障害者(児)摂食・嚥下研究会が発足

平成二十年九月二十七日、『知的障害者(児)に関する学術の進歩ならびに知識の普及を図り、知的障害者(児)の健康を維持し、摂食・嚥下機能障害の支援方法や原因究明と地域医療の発展・会員相互の知識の交流を図ること』を目的に、前橋赤十字病院摂食・嚥下胃瘻外来担当医師の山川治先生を代表世話人として迎え、『群馬県知的障害者(児)摂食・嚥下研究会』が発足しました。また、あわせて第一回目の研究発表が当法人文化センターで行われました。

一般演題

一般演題として、群馬県内の医療機関や福祉施設から九つの演題が発表されました。重症心身障害児に対しての摂食訓練方法とその成果、誤嚥性肺炎を繰り返す知的障害者への食事支援に関する取り組みや、シーティングなどの対応策についての報告等がありました。また、各施設においての摂食・嚥下のチームアプローチや人材育成についての報告もありました。

これらに対して山川先生から、取り組みへの評価や助言・指導などがあり、より有意義な研鑽の場となりました。

特別講演

特別講演として、昭和歯科大学歯学部口腔衛生学教室主任教授、向井美恵先生に『知的障害者(児)の摂食・嚥下障害とその対応』と題して講演をして頂きました。

まず、はじめに①食品内容と食物の適切な形態②食べる機能(強調運動)③口腔形態(健康な口)の「食べ方を育む三つのポイント」や摂食・嚥下障害を理解する為には正常時の摂食・嚥下の動作がどのように行われるのか、また、そのメカニズムとその過程で起こる摂食・嚥下障害を知っておく必要があるとのことから、摂食の五期(先行期・準備期・口腔期・咽頭期・食道期)についての説明がありました。また、ここ数年、話題となっている誤嚥性肺炎や窒息の死亡率や予防方法についての説明がありました。

また、「食」という視点からさまざまな事例と「食」支援についての必要性や摂食・嚥下過程の観察、嚥下発達期の特徴的な動き等について、動画を交えて具体的に分かりやすく説明をしていただきました。

この向井先生の講演を通じて、人間の大きな楽しみである「口から食べる」ことを実現し継続していくことは、障害のある人にとって、生きる意欲を持つひとつの大きな要因であると強く感じると同時に、「食」支援の必要性をあらためて再認識しました。

研究会への参加者は知的障害関係施設の支援員だけではなく、看護師、歯科衛生士、栄養士、保護者の方などさまざまでした。このように職種が異なる方々が多数参加したことから、今回の研修が極めて高い関心を持たれていることが窺えました。

当法人の利用者は、加齢にともなう摂食・嚥下機能の低下により、経口摂取が十分にできなくなっていることから、食事形態をミキサー食に変更している方や、経口摂取を中止し経管栄養や胃瘻造設者が増加してきている現状があります。摂食・嚥下チームが中心になり、利用者への安全な『食』支援の方法等を情報提供して行き、利用者が最後まで口から食べられるように、職員に摂食・嚥下の大切さや重要性を理解してもらうための活動を、今後も継続して行きたいと思えます。

(生活支援部 こすもす寮 槻岡 正寛)

行動援護従業者養成研修 中央セミナー地方研修を開催

当法人では、厚生労働省平成二十年度障害者保健福祉推進事業の一環として、全国六カ所で開催した愛媛県研修、十一月に開催した東京都研修について報告します。

《愛媛県研修》を開催

十月二十七日(月)から二十九日(水)の日程で、愛媛県の後援を受け、愛媛県総合社会福祉会館ならびに愛媛県身体障害者福祉センターを会場に開催しました。修了者は、四十一人でした。

愛媛県研修は、桑原綾子委員(NPO法人コミュニケーションハンディキャップ研究会ライフサポートここはうす所長)を中心に、十人の講師等と共に研修を実施しました(表1を参照)。

《東京都研修》を開催

十一月二十五日(火)から二十七日(木)の日程で、東京都の後援を受け、品川区の協力の下、品川区立中小企業セン

ターを会場に開催しました。修了者は、六十八人でした。

東京都研修は、藤井亘委員(特定非営利活動法人クローバー理事長)を中心に、十一人の講師等と共に研修を実施しました(表2を参照)。

行動援護従業者養成研修 中央セミナー地方研修 三カ所目を終えて

昨年までの当中央セミナーは、都道府県研修の講師ならびにインストラクター候補者として各都道府県二人までとじていました。しかし本年度は、全国六カ所で開催すること、より多くの講師・インストラクター候補者、行政機関関係者等の受講が可能となりました。

研修終了後に行ったアンケートからは、「自分のこれまでの支援を見直す機会を与えてもらった」、「事前準備と障害特性をきちんと理解しておくことが大切だと思った。これらのことを市町村、相談支援事業所、サービス事業所に広く伝えつつ、仕組みを作っていく」との感想が書かれていました。また、北海道保健福祉部からは、「あの研修以降有志にて、北海道の行動援護をなんとかしようとする雰囲気盛り上がりがつつあります」との連絡をいただきました。

次年度の「行動援護従業者養成研修中央セミナー」について

支給決定者数が少なく、事業所としても十分に機能していない実情があり、サービスの基盤が整備されるまでは、本研修を続けていく必要があります。できれば「必須化」が望ましいですが、少なくとも「現状維持」する形で研修が行われる必要があります。

地方研修の今後の予定

で、行動援護従業者養成研修中央セミナーは引き続き行っていきます。

日程..平成二十一年一月二十六日(月)から二十八

日(水)

会場..グランデはぐくれ

(佐賀県佐賀市天神二
—一三三六)

(企画研究部 村岡 美幸)

(表1) 愛媛県研修講師・インストラクターご紹介

インストラクター	伊藤 寿彦	NPO法人ゆにぶる代表理事
講師・インストラクター	井原 佳代	(社福) 澄心四国中央市障害児者相談支援センター副施設長
インストラクター	大西 潤喜	四国中央市発達支援センター室長
インストラクター	大森 寛和	東広島市子育て・障害総合支援センター相談支援専門員
インストラクター	越智 晴彦	(社福) 今治福祉施設協会知的障害者更正施設今治育成園施設長
講師・インストラクター	桑原 綾子	NPO法人コミュニケーションハンディキャップ研究会ライフサポートここはうす所長
インストラクター	高石 徳香	愛媛県発達障害者支援センターあい♥ゆう相談員
インストラクター	田所 浩厚	社会福祉事業団えひめ障がい者就業・生活支援センター支援係長
講師	戸枝 陽基	(社福) むそう理事長
講師・インストラクター	矢野 志穂	(社福) 澄心児童・障がい児(者) 居宅介護事業ごきげんさん管理者

(表2) 東京都研修講師・インストラクターご紹介

インストラクター	大井みのる	(社福) 湘南の風地域生活支援サービス事業所管理者
インストラクター	片桐 公彦	NPO法人りとららふ理事長
インストラクター	桑原 綾子	NPO法人コミュニケーションハンディキャップ研究会ライフサポートここはうす所長
インストラクター	坂井 賢	(社福) 新潟太陽福祉会知的障がい者更正施設太陽の村支援課長
講師	高原 伸幸	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉専門官
講師・インストラクター	出口 晋	特定非営利活動法人ゆめじろう理事長
講師・インストラクター	藤井 亘	特定非営利活動法人クローバー理事長
インストラクター	本多 公恵	(社福) 滝乃川学園相談支援部長
講師・インストラクター	水野 敦之	NPO法人それいゆそれいゆ成人支援センターセンター長
インストラクター	村上 心悟	(社福) 正夢の会地域生活支援センター「える」センター長
講師・インストラクター	安井 愛美	サポートセンターびっころ代表

町での一人暮らしが始まりました

—障害福祉と介護保険のサービスを使って—

当法人では、入所利用者の地域移行を進めるにあたって「障害の重い軽いなどで区別せず、全員を対象とする」・「本人の意向を尊重すること」はもとより、保護者の意向を丁寧に聞いて、納得を得る「などの基本方針のもとに取り組んでいます。」

こうした取り組みの中、のぞみの園で長い間生活を送って来た一人の利用者の方が本年度十月末、のぞみの園を退所して生まれ育った家族の思

い出のある自宅に地域移行しました。

Aさんは重い知的障害に加え車椅子を使用するなど、身体にも重い障害があり日常生活において多くの支援を必要としています。

昭和四十七年、のぞみの園に入所して以来、長い間施設で生活を送って来ました。二年前に保護者である姉が亡くなり、その後、成年後見人となった親戚の方から、昨年九月「Aさんの意思を確認して、空き家となっている自宅で介護などの支援を受けて生活するのはどうでしょうか」と、当法人に相談が寄せられました。

Aさんが自宅に地域移行する場合は一人の生活であり、生活を支える支援体制をどのように整備するかが大きな課題となりました。そして、何よりもAさん本人が自宅での生活を望むかどうか、慎重に見極める必要があります。のぞみの園に入所するまでは自宅で過ごしていました。が、三十五年以上も前の遠い過去の生活です。Aさんが自宅での生活をイメージできるような、外出などの機会を利用して自宅に立ち寄ることから始めました。本人の体調などを考慮しながら宿泊体験を重ね、段階を踏んで丁寧に進め

て行きました。始めの頃は「誰もいないから住みたくない」と言っていました。が、宿泊体験を重ねるうちに、「自分の家に住みたい」との言葉が出るようになりました。そして、この取り組み中に体調を崩して当法人の診療所に入院した際には、「退院したら自宅で生活したい」と明確な意思を示し、自宅での生活を自ら選択しました。

成年後見人から相談が寄せられて以来、地域移行にいたるまで一年二カ月の長い期間を要しましたが、一つひとつ手順を踏んで慎重かつ丁寧に進めて来た結果であり、何よりも本人の意思を見極めるために必要な時間でした。

介護保険と障害福祉のサービスを利用して

地域移行後の支援体制については、入所中に成年後見人と良く話し合い、介護保険と障害福祉の公的サービスを併用し、また、成年後見人は、亡くなった姉が残した財産をAさんのために活用したいとの思いを持っており、訪問介護事業所との私的契約によるサービスを利用することになりました。

具体的なケアプランについては、障害福祉サービスを当法人が運営する地域相談支援



センターが担当し、介護保険については、制度に精通している介護支援専門員に依頼することになりました。が、知的障害者との関わりのある介護支援専門員は少なく、選任にあたっては少し時間を要しました。

障害福祉サービスについては、「身体介護」・「家事援助」・「移動支援」のサービスを利用することにしましたが、Aさんは施設を退所して地域での独居生活ということ

で、退所後二カ月間は通常の1・五倍のサービス支給量となり、手厚い給付が受けられることになっています。在宅で月に受けられる各サービス給付の上限量は、身体介護が六十時間、家事援助が五十二・五時間、移動支援は二十五時間となっており、Aさんのニーズに基づいてケアプランが作成されることになりま

す。

介護保険のサービスについては、Aさんは満六十五歳未満であるため第一号被保険者としての年齢要件からは外れますが、特定疾患があり第二号被保険者に該当すること、また、当法人は介護保険適用の除外施設となっており、退所日が確定することにより入所中においても申請手続きが可能であることから、退所日を十月下旬として要介護認定申請を行い、認定調査の結果、要介護との認定を受けました。Aさんの月における区分支給限度基準額は、三〇、六〇〇/単位となっており、このサービス支給量を上限に、訪問介護が一六、〇八〇単位/四十回、訪問看護が八五〇単位/二回、緊急時訪問看護加算は五五〇単位/一回、そして、訪問入浴介護が一、二五〇単位/九回のケアプランが介護支援専門員より提示されました。

両制度による公的サービスで受けられるサービス支給量を時間に表すと、合計で一日に五〜六時間ほどのサービスとなります。Aさんは心身に重い障害を抱えており二十四時間の支援体制を必要としています。障害福祉と介護保険による公的サービスと併せ、訪問介護事業所の私的契

(表1) ケアプラン (I型) (介護): 介護保険 (障害): 障害福祉

月	火	水	木	金	土	日
8:00	身体(介護)	身体(介護)	身体(介護)	身体(介護)	身体(介護)	身体(障害)
10:00	生活(介護)	生活(介護)	生活(介護)	生活(介護)	家事(障害)	家事(障害)
12:00	訪問入浴(介護)			訪問看護		
14:00	身体(介護)	身体(介護)	身体(介護)	身体(介護)	身体(障害)	身体(障害)
16:00	家事(障害)	家事(障害)	家事(障害)	家事(障害)	家事(障害)	家事(障害)
18:00	身体(障害)	身体(障害)	身体(障害)	身体(障害)	身体(障害)	身体(障害)
20:00	家事(障害)	家事(障害)	家事(障害)	家事(障害)	家事(障害)	家事(障害)

約によるサービスの利用により、Aさんの生活を支える体制としました。週のケアプランについては、地域相談支援センター相談員および介護支援専門員の綿密な連携のもとに作成され、Aさんのニーズにもとづいて効率的・効果的なサービスが提供されることとなっております(表1)。Aさんは今、町の中で家族との思い出のある自宅で生活しています。自宅の前の道路にはバスの停留所があり、利用する

会話が聞こえてきません。近所には、飲食店やアパートなどが立ち並び、大きなスーパーもあり、昔からの近所の知り合いの方が立ち寄り、漬け物等のお土産を持って来てくれるなど、そこには地域での「普通の暮らし」があります。地域移行は、ただ単に施設から外に出すことが目的ではありません。施設を退所した後、地域の普通の暮らしの中で幸せに過ごせることが大切です。

のぞみの園としては、今後もフォローアップという関わり方をとおして、介護保険関係者や他の事業所、そして、行政とも連携を図り、Aさんの地域での生活を見守り支えたいと考えています。なお、写真および本文の掲載については、本人および成年後見人の了解を得ています。

(地域移行課長 佐々木賢一)

国立のぞみの園 福祉セミナー2009 罪を犯した知的障害者の地域生活支援に向けて

開催主旨

罪を犯した知的障害者は、刑務所等出所後、地域社会での生活に移行するための支援が不十分であることにより再犯を繰り返す確率が高く、社会的な問題となっています。刑務所等では、矯正・更生保護として出所後の地域社会での生活に向けて取り組んでいますが、適切に福祉に繋がることは少なく、必要なサービスが受けられないという状況の結果、再犯に至る例が後を絶ちません。

こうした知的障害者の再犯を防ぎ、円滑な地域生活移行を推進するために、どのような機能を持った支援体制を整備することが効果的であるのかについて、厚生労働省と法務省は合同で、事業化に向けた本格的な取り組みを始めています。刑務所や保護観察所、更生保護施設に担当者を配置するほか、全国に地域生活定着支援センター(仮称)を設置して、出所後直ちに福祉サービスに繋げるための事業費を平成21年度に概算要求しています。

国立のぞみの園では、今年度からの新規事業として、矯正施設からの出所者を直接に有期限で受け入れ、さらに地域生活への移行を目指しています。また、平成20年度障害者保健福祉推進事業の研究に採択され、全国への情報の発信を進めています。

本セミナーでは、厚生労働省・法務省からの行政説明により基本的方針を周知するとともに、事業の迅速かつ効果的な運営が図られるよう課題を明確にしていきたいと思っております。

実施要項

- 開催日: 平成21年2月9日(月)~10日(火)
- 会場: 高崎シティギャラリーコアホール
群馬県高崎市高松町35番地1
電話: 027-328-5050
- 募集人員: 300名
- 参加費: 無料(情報交換会参加費: 1名3,000円、希望者先着60名)

日程

<第1日目> 2月9日(月)

時間	プログラム	講師等
12:15~13:00	<受付>	高崎シティギャラリー 1階ロビー
13:00~13:30	主催者挨拶・基調報告	遠藤 浩 (国立のぞみの園 理事長)
13:30~14:30	行政説明①	朝浦 幸男(厚生労働省 社会・援護局長 総務課長)
14:30~14:45	~休憩~	
14:45~15:45	行政説明②	黒川 弘務(法務省 大臣官房審議官)
15:45~16:00	~休憩~	
16:00~18:15	事例報告と課題の検討	事例報告者 小林 隆裕 (国立のぞみの園 副寮長) 討議メンバー 南 一成 (前橋保護観察所 統括保護観察官) 阿部 百合子 (社会福祉法人南高要隣会 理事) 高橋 勝彦 (宮城県船形コロニー 総合施設長) 関口 清美 (栃木県 障害者相談支援アドバイザー) コーディネーター 小野 隆一 (国立のぞみの園 地域支援部長)
18:30~20:30	情報交換会	高崎市役所2階1階レストラン ※希望者(講師・参加者の懇親会)

<第2日目> 2月10日(火)

時間	プログラム	講師等
9:00~9:30	<受付>	高崎シティギャラリー 1階ロビー
9:30~11:50	シンポジウム 地域生活定着支援センター(仮称)開始に向けて ~現状・課題・展望~	シンポジスト 清水 義徳(日本更生保護協会 常務理事) 副島 洋明(弁護士) 渡辺 次男(国立のぞみの園 理事) コーディネーター 河 幹夫 (神奈川県立保健福祉大学 教授)
11:50~12:00	閉会の挨拶	篠原 誠一(国立のぞみの園 理事)

※プログラム・講師については、変更の可能性があります。ご承知おください。

【発行】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL 027-325-1501 (代表) FAX 027-327-7628 (代表)

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> Eメール webmaster@nozomi.go.jp

【ニュースレター関係連絡先】

TEL 027-320-1322 (企画研究部) FAX 027-320-1368 (直通) Eメール info_center@nozomi.go.jp

